

令和元年度

小田原市総合評価方式入札試行ガイドライン

小 田 原 市

1	はじめに	1
2	総合評価方式入札の概要	1
3	総合評価方式入札の基本的事項	2
	（1）総合評価方式入札のタイプ	2
	（2）技術力等の評価	2
	（3）評価項目の内容及び配点	2
	（4）落札者の決定方法	6
4	学識経験者の意見聴取	6
5	入札・契約手続きの流れ	7
6	評価内容の担保	9
	（1）簡易な施工計画の履行に関する事項	9
	（2）ペナルティの設定（工事成績評定点の減点）	9
7	総合評価方式入札に関わる事項の公表	10
	（1）入札公告等により明示する事項	10
	（2）落札結果とともに公表すること	10

1 はじめに

公共工事において頻発する入札談合事件への対応として、国及び地方公共団体において入札制度改革が行われ、その一環として、公共工事の発注方法の見直しが行われた結果、一般競争入札の導入が拡大されてきました。

しかし、これに伴いダンピング受注の増加、不良工事の増加などが問題となり、公共工事における品質の低下が懸念されております。

こうした中で、公共工事の品質確保のため、「公共工事の品質確保促進に関する法律」が平成17年4月1日より施行されました。

この法律における基本理念において、公共工事の品質については「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされたことにより、確保されなければならない」と規定されております。

一方、国及び地方公共団体においては、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施することを迫られております。

小田原市では、その対応策として、地方自治法施行令第167条の10の2第1項において「予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするることができる。」と規定された入札（以下「総合評価方式入札」という。）を試行することとし、平成20年度より実施しています。

このガイドラインは、本市における総合評価方式入札の試行に関する基本的事項を示すもので、その試行をより効率的かつ円滑に実施していくために、これまでの試行結果を反映させた改訂を行ってきたものであります。

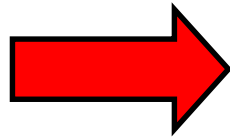
2 総合評価方式入札の概要

従来の入札方式は、標準的な設計、施工方法に基づき最も安い「価格」で入札した者を落札者としてきました。

一方、総合評価方式入札は、「価格」の他に「価格以外の要素」を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするので、予定価格の範囲内で価格と品質の両面で最も優れた施工業者を選定いたします。

なお、「価格以外の要素」とは、工事目的物の性能・機能向上、施工方法の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績、工事成績等が対象となります。

< 従来の入札 >



< 総合評価方式入札 >



+

価格以外
の要素

3 総合評価方式入札の基本的事項

(1) 総合評価方式入札のタイプ

本市の総合評価方式入札は、工事の規模や難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、次のタイプから選択して試行します。

特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象とし、施工計画を求めず、企業や配置予定技術者の施工実績・工事成績等と入札価格を総合的に評価する方式。

簡易型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象とし、簡易な施工計画を求め評価するとともに、企業や配置予定技術者の施工実績・工事成績等と入札価格を総合的に評価する方式。

標準型

技術的な工夫の余地が特に大きい工事を対象とし、施工上の工夫等の技術提案を求め評価するとともに、企業や配置予定技術者の施工実績・工事成績等と入札価格を総合的に評価する方式。

(2) 技術力等の評価

総合評価方式入札における技術力等の評価は、工事の規模及び難易度に応じて、企業の技術力、企業の社会性・信頼性に係る評価項目等により行います。

(3) 評価項目の内容及び配点

評価項目の内容及び配点の考え方について、「評価項目及び評価基準」に掲げる内容のとおりとし、個々の工事ごとに評価項目及び配点を落札者決定基準として定めます。

評価項目及び評価基準

評価種別	項番	評価項目	総合評価の種類						
			特別 簡易型	配点	簡易型	配点	標準型	配点	
企業の技術力	技術提案	1	総合的なコストの縮減に関する技術提案					必須 (1項目以上)	5 ~ 15
		2	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案						
		3	社会的要請への対応に関する技術提案						
	技術提案に係る 施工計画	4	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性					必須	3
	簡易な施工計画	5	工程管理に係る技術的所見			必須 (1項目以上)	3 ~ 12		
		6	品質管理に係る技術的所見						
		7	施工上の課題に係る技術的所見						
		8	施工上配慮すべき安全対策に係る事項						
	企業の技術的 能力	9	同種工事の施工実績	必須	1	必須	1	必須	1
		10	工事成績	必須	3	必須	3	必須	3
		11	優良企業表彰	必須	2	選択*	2	選択*	2
	配置予定技術者の 能力	12	同種工事の施工経験	必須	1	必須	1	必須	1
		13	工事成績	必須	3	必須	3	必須	3
		14	取得資格	必須	1	選択*	1	選択*	1
企業 の 社会 性及 び 信 頼 性	15	災害時対応に係る社会的貢献	選択*	1	選択*	1	選択*	1	
	16	地域における社会的貢献	選択*	1	選択*	1	選択*	1	
	17	雇用・福祉に係る社会的貢献	選択*	0.5	選択*	0.5	選択*	0.5	
加算点の合計(満点の範囲)				11 ~ 13.5		11 ~ 25.5		16 ~ 31.5	

* 必要に応じて選択する。

評価項目及び配点

【企業の技術力】

項番	評価項目	評価区分	配点
1	総合的なコストの縮減に関する技術提案		5~15
2	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案		
3	社会的要請への対応に関する技術提案		
4	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性		3
5	工程管理に係る技術的所見		3~12
6	品質管理に係る技術的所見		
7	施工上の課題に係る技術的所見		
8	施工上配慮すべき安全対策に係る事項		
9	同種工事の施工実績 【過去5年間における小田原市又は国又は他の地方公共団体発注の同種工事の施工実績】	実績有	1
		無	0
10	工事成績 【過去3年間の小田原市発注の同一工種工事の平均点】	80点以上	3
		77.5点以上80点未満	2.5
		75点以上77.5点未満	2
		72.5点以上75点未満	1.75
		70点以上72.5点未満	1.5
		67.5点以上70点未満	1.25
		65点以上67.5点未満	1
		60点以上65点未満	0.5
		60点未満	0
11	優良企業表彰 【過去5年間における優良企業表彰対象工事の件数】	3件以上	2
		2件	1
		1件	0.5
		無	0

項番	評価項目	評価区分	配点
12	同種工事の施工経験 【過去5年間における小田原市又は 国又は他の地方公共団体発注の同種 工事の施工経験の有無】	有	1
		無	0
13	工事成績 【過去5年間に主任技術者又は監理 技術者として従事した、小田原市発注 の同一工種工事の施工実績の最高点】	82点以上	3
		80点～81点	2
		78点～79点	1
		76点～77点	0.5
		76点未満	0
14	取得資格 【当該工事の技術者となり得る取得 資格】	監理技術者となり得る国家 資格	1
		主任技術者となり得る国家 資格	0.5
		無	0

【企業の社会性及び信頼性】

項番	評価項目	評価区分	配点
15	災害時協定締結の有無 (小田原市との協定)	有	1
		無	0
16	地域活動への貢献の有無	有	1
		無	0
17	建設業労働災害防止協会への加入 状況	有	0.5
		無	0

(4) 落札者の決定方法

総合評価方式入札における落札者の決定方法は、予定価格の範囲内にあるもののうち、「評価値」が最も高い者が落札者となります。

本市では、「標準点(100点)」及び技術的要素の評価による「加算点」の合計(「技術評価点」)を「入札価格」で除した後、100万を乗じて得た数値(「評価値」)の最も高い者を落札者とする「除算方式」を採用します。

$$\begin{aligned} \text{「評価値」} &= \text{「技術評価点」} / \text{「入札価格」} \times 1,000,000 \\ &= (\text{「標準点」} + \text{「加算点」}) / \text{「入札価格」} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

標準点は100点とします。

加算点は、「評価項目及び評価基準」に基づき、算出します。

評価値は、小数点以下第5位を切り捨てます。

「入札価格」は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

「入札価格」が「予定価格」を超えた場合は、評価をいたしません。

「小田原市発注工事における低入札価格調査実施要領」に基づき、「評価値」の最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満で、かつ、失格基準価格以上の場合、調査を実施し、「小田原市低入札価格調査審査委員会」において、当該契約内容に適合した履行が確保できるか審査を行います。その結果工事が履行可能と判断されれば落札候補者となります。

なお、調査基準価格以上の金額で入札した者が、調査対象者となるべき者と同評価値の場合、くじにより落札候補者又は調査対象者を決定します。(落札候補者となった者は、事後審査により要件を満たしていることが確認できた場合に落札者となります。)

4 学識経験者の意見聴取

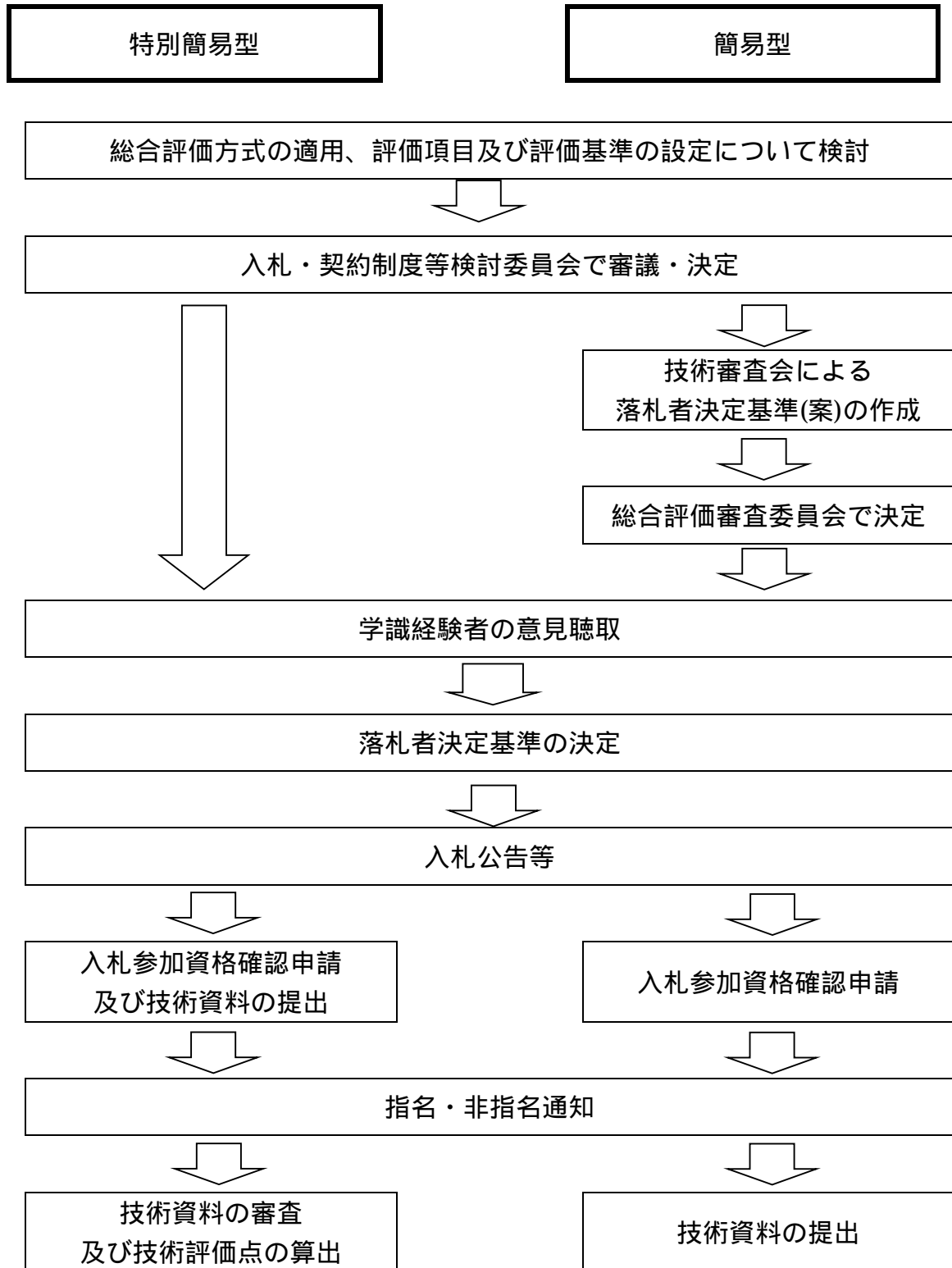
総合評価方式入札では、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要であるため、地方自治法施行令の規定によれば、次の段階で、2人以上の学識経験者から意見聴取をすることとされています。

「落札者決定基準を定めるとき」

「落札者を決定するとき」(ただし、落札者決定基準に基づき、落札者を決定する際、改めて学識経験者の意見を聞く必要があるかどうかを確認し、その必要性を認めた場合に限り、)

このことから、総合評価方式入札の試行においても、学識経験者からの意見聴取を行います。

5 入札・契約手続きの流れ



6 評価内容の担保

総合評価方式では、落札者の提示した簡易な施工計画の技術的所見は、すべて契約内容となるため、これらを履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めることとします。

また、簡易な施工計画の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき瑕疵の補修を請求し、または補修に代えもしくは補修とともに損害賠償を請求することになります。

なお、共同企業体による施工の場合は、共同企業体を構成する者すべてに次の項目が適用されます。

(1) 簡易な施工計画の履行に関する事項

受注者は、簡易な施工計画の内容を「施工計画書」に記載し、履行しなければなりません。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容を除きます。

発注者は不履行が判明した時点で、すみやかに「文書注意(通知)」を行い、当該内容の履行を促すものとします。「文書注意(通知)」を行っても履行されない場合は、「文書注意(指示)」を行い再度当該内容の履行を促すこととします。その不履行が、受注者の責によるものである場合、再度の施工を原則とするとともに、工事成績評定点を減じます。

また、その不履行が受注者の責によるものであり、「文書注意(指示)」を行っても履行されない場合、または再度の施工が困難な場合、発注者の書面指示による施工等を原則とするとともに、工事成績評定点を減じます。

さらに、簡易な施工計画に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、小田原市工事等競争入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づき指名停止等の措置や損害賠償請求を行うことも検討します。

(2) ペナルティの設定(工事成績評定点の減点)

文書注意(通知)後に履行された場合・・・減点なし

文書注意(指示)後に履行された場合・・・提案ごとに3点減点

文書注意(指示)後にも不履行の場合・・・提案ごとに5点減点

再度の施工が困難な場合・・・提案ごとに8点減点

7 総合評価方式入札に関わる事項の公表

総合評価方式入札における手続きの透明性・公平性を確保するために、入札公告等により落札者決定基準等を明らかにし、落札結果とともに評価内容を公表します。

(1) 入札公告等により明示する事項

- ・ 総合評価方式入札を適用すること
- ・ 入札参加資格要件
- ・ 落札者決定基準等
- ・ 施工計画等の内容が履行できなかった場合の措置等

(2) 落札結果とともに公表すること

- ・ 入札参加者
- ・ 入札価格
- ・ 予定価格、調査基準価格
- ・ 加算点の内訳、技術評価点
- ・ 評価値
- ・ 無効・失格であった場合の理由